

標榜診療科の表記方法の見直しについて(案)

現状

医療機関の標榜診療科名は、広告可能なものを限定列挙

資料

見直し後

医療機関の標榜診療科名は、広告可能なものを包括的に規定

- (1) ・臓器や体の部位
・症状、疾患
・患者の特性
・診療方法

について、内科、外科、歯科と組み合わせて
標榜できることとする。

- (2) その他、小児科、精神科など、内科、外科、歯科と組み合わせることが
困難なものについては、省令に列記し標榜できることとする。

(これらのものについても、「臓器や体の部位」、「症状、疾患」、「患者の特性」、「診療方法」との組み合わせを可とする)

標榜診療科の見直し後の例(今後通知で示す予定)

(医科)

内科

呼吸器内科

循環器内科

消化器内科

血液・腫瘍内科

(血液内科、腫瘍内科)

糖尿病・代謝内科

内分泌内科

腎臓内科

神経内科

心療内科

感染症内科

小児科

精神科

皮膚科

眼科

耳鼻咽喉科

アレルギー科

リウマチ科

放射線科

(放射線診断科、放射線治療科)

外科

呼吸器外科

心臓血管外科

消化器外科

乳腺外科

小児外科

気管食道外科(※)

肛門外科

整形外科

脳神経外科

形成外科

美容外科

泌尿器科

産婦人科(産科、婦人科)

リハビリテーション科

救急科

病理診断科

臨床検査科

※ 耳鼻咽喉科等との組み合わせも可能

(歯科)

歯科

小児歯科

矯正歯科

歯科口腔外科